

## 統計委員会の機能強化に係る統計法改正規定の施行を受けて

平成 30 年 6 月 1 日

西村清彦統計委員会委員長談話

本日、改正統計法が公布され、まずは、統計委員会の機能強化に係る改正規定が施行されました。これまで法改正に尽力いただいた皆さまに心からお礼を申し上げます。

統計委員会は、これまで、法施行型審議会として、総務大臣の諮問等を受けて審議をするという権能しか有していませんでした。しかし、改正規定の施行により、基本的政策型審議会として、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項について、諮問を待たずに意見を述べる権能を有することになりました。これを踏まえ、まずは、各府省の予算要求に間に合うよう、リソースを重点的に配分すべき分野について審議し、総務大臣に対し建議したいと考えています。建議に当たっては、政府全体として整合性を保ち、メリハリがあるものにしたいと考えています。

また、調査票情報の提供や適正管理の運用をはじめとする政省令の改廃についても関与していくこととなりました。国民の皆さまの信頼が維持できるよう、個人情報保護の専門家も加えて、利便性向上と情報保護を両立し安心できる制度となるよう政省令に関してしっかりと審議していきます。

さらに、統計委員会は、新たに、公的統計の整備に関する基本的な計画（基本計画）について勧告し、フォローアップすることができるようになりました。これにより、具体的には、統計委員会は、総務大臣からの統計法の施行状況報告を待たずに、現時点の各府省の基本計画の取組状況をしっかり確認し、基本計画を更に強力に推進したいと考えています。

加えて、今回、各府省の統計部局を総括する職員が、統計委員会の幹事として新たに任命されることにより、委員等を補佐する体制が強化されます。先に述べた、リソースを重点的に配分すべき分野の審議をはじめとする様々な審議において、幹事に参画いただくこと、そして幹事による連絡調整を通して、政府全体として統計の改善を強力に進めていきたいと考えています。

統計委員会としては、新たな機能を最大限発揮することにより、公的統計の更なる改善に向けて、最大限の努力をしたいと考えていますので、皆さまの御協力をどうかよろしくお願いします。